

○ 過去の外水氾濫による被害履歴

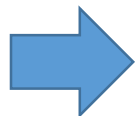
昭和22年9月 カスリーン台風（浸水30,506戸、被災者132,991人）

昭和24年8月 キティ台風 （浸水12,545戸、被災者 62,324人）

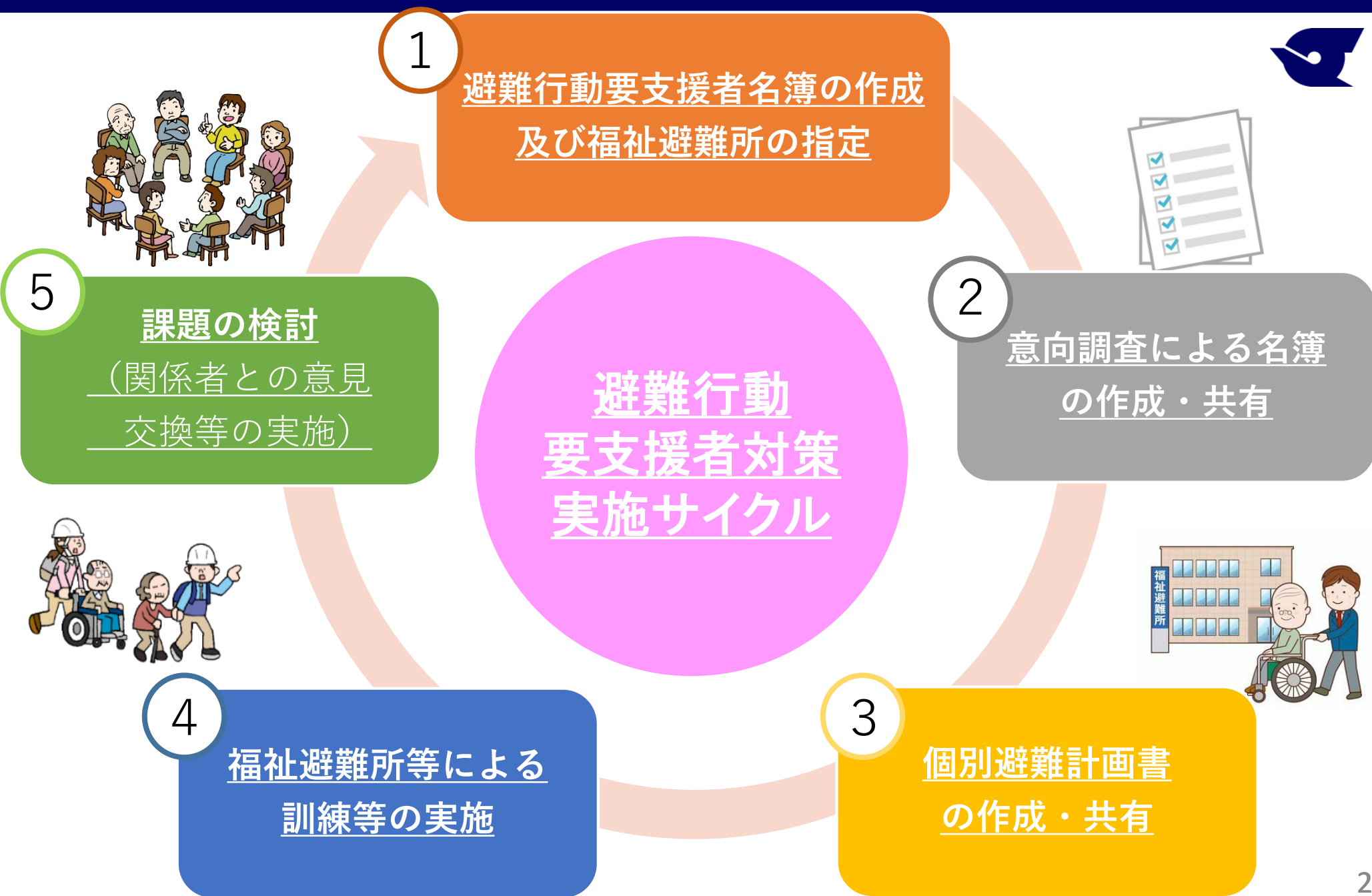
令和元年10月 台風19号

初の避難勧告を発令（荒川洪水危機による）

避難所設置数：105施設 避難者数：35,040人



水害への備えは喫緊の課題



○ 避難行動要支援(名簿作成)対象者について

避難行動要支援者（法第49条の10第1項）【5,800人規模】

- (1) 要介護3～5の認定を受けている方
- (2) 障害支援区分4～6に該当の方
- (3) 身体障害手帳1級～3級の児童
- (4) 愛の手帳1度～2度の児童
- (5) 精神障害者（障害支援区分4～6の方）
- (6) 難病患者（(1)非該当及び身体障害を除く障害支援区分4～6該当の方）
- (7) その他（在宅人工呼吸器使用患者等）

※ 施設入所、共同生活援助、区外居住者を除く

【対象拡大】
令和5年度を目標に
全対象者を作成

令和3年度 個別避難計画作成対象者【1,400人】

- ① 要介護5の認定を受けている方
- ② 身体障害者(成人)障害支援区分4～6に該当の方
- ③ 身体障害者(児童)障害等級1級～3級に該当の方

- ※ 水害時に浸水の恐れがない4階以上の居住者を除く
- ※ 対象者の抽出基準日は令和2年8月1日

1 個別避難計画の作成への理解促進

- (1) 要支援者
- (2) 福祉専門職
- (3) 地域支援団体

2 避難支援者がいない場合の支援確保

⇒近隣住民、消防団、警察署、消防署への声掛け

3 福祉避難所への移送手段

⇒水害、震災それぞれの移送手段の検討・整備

4 福祉避難所の拡充

⇒新たな民間施設へのアプローチ、福祉避難室の検討

令和 2 年度

避難所の位置づけ変更

要支援者対象者の検討

福祉避難所の指定

令和 3 年度

7月

福祉避難所への説明会の実施

福祉専門員への説明会の実施

個別避難計画の作成依頼（要支援者）

8～3月

個別避難計画の作成（福祉専門員）

3月

福祉避難所へ計画書の提供

令和
4 年度

避難訓練の実施